

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 7 年10月 3 日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和 7 年第16号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 7 年10月 3 日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
 - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間
令和 3 年 1 月頃から令和 3 年11月頃までの間
 - (2) 支給対象犯罪行為の内容
被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、警察官になりすましてキャッシュカードをだまし取ろうと考え、被害者方の固定電話に電話をかけ、警察官を名のり、キャッシュカードや口座が不正に使用されているので、警察官がキャッシュカードを回収するなどのうそを言い、警察官になりすました氏名不詳者らが、被害者に対し、キャッシュカードや現金を回収する旨うそを言って、キャッシュカードや現金をだまし取り現金を引き出した組織的な詐欺、窃盗行為。
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
 - (1) 警察官を名のって、被害者方の固定電話に電話する。
 - (2) 警察官になりすまし、キャッシュカードや現金を回収するために被害者宅を訪れる。
 - (3) 警察官になりすまし、キャッシュカードや現金を手交させる。
 - (4) だまし取ったキャッシュカードを使い、ATMから出金する。
- 5 開始決定の時の給付資金の額 金853万6000円
- 6 支給申請期間 令和 7 年10月 3 日から令和 7 年12月 5 日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
 - (1) 裁判所名 東京高等裁判所
 - (2) 裁判年月日 令和 5 年 9 月 2 7 日 (令和 5 年10月12日確定)
 - (3) 被告人の氏名 森田 一樹
 - (4) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
(事実の要旨)
被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、令和 3 年 6 月 9 日頃から同年10月13日頃までの間
第 1 警察官になりすましてキャッシュカード及び現金をだまし取ろうと考え、固定電話に電話をかけ、警察官を名のり、キャッシュカードや口座が不正に使用

されているので、警察官がキャッシュカードを回収する旨うそを言い、警察官になりすました氏名不詳者らがキャッシュカードや現金を回収する旨うそを言って、被害者4名からキャッシュカードの交付を受け、また、そのうちの被害者1名から現金約220万円の交付を受け、人を欺いて財物を交付させ

第2 だまし取ったキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、現金自動預払機にキャッシュカードを挿入し、現金合計633万6000円を引き出してこれを窃取し

た行為。

(罪 名) 詐欺、窃盗

8 この公告に関する問合せ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1

東京地方検察庁犯罪被害財産支給手続担当

電話番号 03-3592-5611（代表）内線3350、4392

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。